

## 製品安全データシート

### 1. 化学物質等及び会社情報

製品の名称 : レジコン Z  
会社名 : 信越産業株式会社  
住所 : 埼玉県さいたま市緑区東大門 1 - 5 - 2  
担当部門 : 技術サービス課  
電話番号 (緊急連絡) : 0 4 8 - 8 1 2 - 1 1 6 0  
FAX 番号 : 0 4 8 - 8 7 8 - 2 3 0 9  
整理番号 : B-4008G  
改訂日 : 2014 年 11 月 28 日  
作成日 : 2012 年 12 月 17 日

---

### 2. 危険有害情報の要約

#### GHS 分類

##### 物理化学的性質

引火性液体 : 区分 4

##### 健康に対する有害性

急性毒性 (経口) : 区分外

急性毒性 (経皮) : 区分外

急性毒性 (吸入: 蒸気) : 分類対象外

急性毒性 (吸入: 粉じん、ミスト) : 区分 4

皮膚腐食性・刺激性 : 区分 2

眼に対する重篤な損傷・刺激性 : 区分 2B

呼吸器感作性 : 分類出来ない

皮膚感作性 : 区分外

生殖細胞変異原性 : 区分 2

発がん性 : 区分 2

生殖毒性 : 区分外

特定標的臓器・全身毒性 : 区分 2 (肺)、区分 3 (気道刺激性・麻醉性)  
(単回ばく露)

特定標的毒性・全身毒性 : 区分 1 (肺、皮膚)  
(反復ばく露)

吸引性呼吸器有害性 : 区分 1

##### 環境に対する有害性

水生環境有害性 (急性) : 分類できない

水生環境有害性（慢性）：分類できない

ラベル要素

絵表示又はシンボル



注意喚起語

：危険

危険有害性情報

：可燃性液体

吸入すると有害

皮膚刺激

眼刺激

遺伝性疾患のおそれの疑い

発がんのおそれの疑い

臓器障害（肺）のおそれ

長期にわたる、または反復暴露による臓器（肺、皮膚）の障害  
飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ

注意書き

**【安全対策】**

- ・すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
- ・裸火や高温のものから遠ざけること。
- ・禁煙
- ・保護手袋/保護眼鏡/保護面を着用すること。
- ・粉塵/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。
- ・屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
- ・取扱い後手をよく洗うこと。

**【火災時の処置】**

- ・火災の際は消火には粉末消火薬剤、泡消火薬剤、二酸化炭素、霧状の強化液などが有効である。

**【応急処置】**

- ・ばく露またはばく露の懸念がある、気分が悪い場合、医師の診断・手当を受けること。
- ・吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・飲み込んだ場合、直ちに医師に連絡すること。無理に吐かせないこと。
- ・皮膚についた場合、多量の水と石鹼で洗うこと。皮膚刺激が生じた場合、医師の診断/手当てを受けること。

- ・汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。
- ・眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。
- ・コンタクトレンズを着用していて、容易に外せる場合は外すこと。  
その後も洗浄を続ける。眼の刺激が続く場合は、医師の診断/手当てを受けること。

---

### 3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別	: 混合物
成分	: 鉱油、灯油、添加剤
化学式または構造式	: 混合物のため特定できない。
官報公示整理番号	: 企業秘密のため非公表
CAS No.	: 企業秘密のため非公表
国連番号	: 国連の定義による危険物に該当しない
消防法	: 第4類第3石油類
労働安全衛生法	: 通知対象物 鉱油 (85%以上) 灯油 (15%以下) キシレン (0.3%未満、灯油由来)

---

### 4. 応急措置

皮膚（または髪）に付着した場合	・直ちに汚染された衣服を脱ぎ、皮膚を大量の水と石鹼で洗うこと。 汚染された衣服を再使用する場合には洗濯する
眼に入った場合	・清浄な水で数分間注意深く洗う。次にコンタクトレンズを着用して容易に外せる場合は外す。その後も洗浄を続け、最低 15 分間洗浄した後、医師の手当てを受ける。
吸入した場合	・新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。体を毛布等で覆い、保温して安静を保ち、直ちに医師の手当てを受ける。
飲み込んだ場合	・無理に吐かせないで医師の手当てを受ける。口の中が汚染されている場合は、水で十分洗う。

---

### 5. 火災時の措置

消火剤	: 粉末消火薬剤、泡消火薬剤、二酸化炭素、霧状の強化液などが有効である。
消火方法及び注意点	: 消火作業は可能な限り風上から行い、保護具を着用する。 燃焼または高温により有毒なガス（一酸化炭素等）が発生する可能性があるため、呼吸用保護具を着用する。 火災発生場所の周辺に関係者以外の立入を禁止する。 火元への燃焼源を断ち、消火剤を使用して消火する。 棒状水の使用は、火災を拡大して危険な場合がある。

---

## 6. 漏出時の措置

1. 漏出した場所周辺にはロープを張る等して人の立ち入りを禁止する。
2. 付近の着火源となるものを速やかに取り除く。
3. 作業の際には必ず保護具を着用する。
4. 少量の場合は、おが屑、ウェス等に吸収させて空容器に回収する。
5. 大量の場合は、土砂等でその流れを止め、空容器に回収する。
6. 漏出液が河川等に流出しないように注意する。

---

## 7. 取扱い及び保管上の注意

### 取扱い

1. 指定数量以上の量を取扱う場合には、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行う。
2. 熱、火花、炎、高温体等との接触を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させない。禁煙
3. 常温で取り扱うものとし、その際、水分、きょう雑物の混入注意すること。
4. 静電気を発生する恐れのある設備には、静電気を除去する装置を設けること。
5. 石油製品から発生した蒸気は空気より重いので滞留しやすい。そのため換気及び火気などへの注意が必要である。
6. 危険物が残存している機械設備などを修理する場合は、安全な場所において危険物を完全に除去してから行うこと（政令 第 24 条）

### 保管

1. ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触並びに同一場所での保管を避ける。
2. 直射日光を避け、換気の良い場所に保管する。保管の際には危険物の表示を行う。熱、スパーク、火炎及び静電気蓄積を避けるとともにみだりに蒸気を発生させない。
3. 保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類は接地する。

h

---

## 8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度 : 規定なし（作業環境評価基準：労働安全衛生法第 65 条の 2 第 2 項）

許容濃度 : 日本産業衛生学会（2013 年版）

時間荷重平均 TWA 3mg/m<sup>3</sup>(鉍物油ミストとして)

設備対策 : 法で定められたものはない。

ミストが発生する場合は、発生源の密閉化又は局所排気装置を設けた方が  
良い。

保護具 呼吸用保護具	: 必要に応じて防毒マスク（有機ガスマスク用）を着用する。密閉された場所では、送気マスクを着用する。
保護眼鏡	: 飛沫が飛ぶ場合など必要に応じて保護眼鏡を着用する。
保護手袋	: 耐油性（不浸透性）の保護手袋を着用する。
保護衣	: 耐油性の長袖作業衣、安全靴を着用する。濡れた衣服は脱ぎ、完全に清浄にしてから再使用する。
その他	: 作業中は飲食、喫煙をしない。休憩場所には、手洗い、洗眼等の設備を設け取扱い後に手、顔等を良く洗う。また、休憩場所には、手袋等の汚染された保護具を持ち込んではいない。

## 9. 物理的及び化学的性質

外観	: 淡黄褐色油状液体
引火点	: 75℃
沸点	: データなし
蒸気圧	: データなし
揮発性	: 常温では殆どなし
溶解度	: 水に不溶
密度	: 0.86g/cm <sup>3</sup>
その他	: 芳香族溶剤に易溶

## 10. 安定性及び反応性

爆発限界	: 上限 知見なし 下限 知見なし
可燃性	: 可燃性液体（火気厳禁）
発火性（自然発火性、水との反応性）	: 非該当
自己反応性・爆発性	: 非該当
粉じん爆発性	: 非該当
安定性・反応性	: 非該当

## 11. 有害性情報

急性毒性	: (鉍油) ラット LD50 5g/kg 以上 (推定値) (灯油) 経口 ; jet propulsion fuel(JP-5)のラット LD50 値が >48000mg/kg Straight run kerosene をラットに経口投与した GLP 試験において 5000mg/kg で死亡が認められなかった。 経皮 ; Straight run kerosene をウサギに経皮投与した GLP 試験 において 2000mg/kg で死亡が認められなかった。
皮膚腐食性及び刺激性	: (灯油) ヒトで皮膚への接触により刺激性が認められた。
眼刺激性	: (鉍油) 眼、粘膜に対し、長期又は繰り返し接触する場合には刺激性があ

	る恐れがある。
呼吸器感作性	: 知見なし
皮膚感作性	: (灯油) モルモットを用いた Buehler test (GLP 試験) で感作性が認められなかった。
生殖細胞変異原性	: (灯油) 体細胞を用いる in vivo 変異原性試験であるラット骨髄細胞を用いる染色体異常試験では、jet fuel A について陽性の結果があるが、kerosene については陰性の結果があり、マウス骨髄を用いた小核試験でも diesel No.1 について、さらにげっ歯類を用いる優性致死試験でも kerosene および jet fuel について陰性の結果がある。
発がん性	: (鉱油) IARC(国際がん研究機関)の分類ではグループ 3(ヒトに対して発がん性について分類出来ない)と評価されている。 (灯油) IARC 45(1989)では jet fuel(kerosene,8008-20-6)および Distillate (light) fuel oils がグループ 3 に分類されているが、ACGIH(2001)では kerosene / jet fuels が A 3 に分類されている。
生殖毒性	: (灯油) 妊娠ラットへの投与試験で生殖毒性が認められなかったとのデータはあるが、親動物への影響についてのデータがないため、投与量(蒸気圧から計算できる飽和濃度未満)が適切であるか否かの判断が出来ない。
特定標的臓器毒性 (単回暴露)	: (灯油) ヒト暴露例で中枢神経抑制やめまいなどが認められた。 マウスを用いた吸入暴露試験で気道刺激が認められた。
特定標的臓器毒性 (反復暴露)	: 知見なし
吸引性呼吸器有害性	: (灯油) ヒトで誤嚥により化学性肺炎をおこす。

---

## 1 2. 環境影響情報

移動性	: 物理化学的性質からみて、大気、水系、土壌環境に移動しうる。
分解性	: 知見なし
蓄積性	: 知見なし
魚毒性	: 知見なし
その他	: 知見なし

---

## 1 3. 廃棄上の注意

事業者は産業廃棄物を自ら処理するか、産業廃棄物処理指定業者に委託して処理する。  
廃棄は焼却により行う。燃焼時、一酸化炭素が発生する恐れがあるので少量ずつ焼却する。  
取扱い及び保管上の注意事項の記載にも注意する。

---

## 1 4. 輸送上の注意

国際規則	
国連番号	: 国連の定義による危険物に該当しない

国連分類	: 国連の定義による危険物に該当しない
国内規則	: 下記、輸送に関する国内法規制に該当するので、各法の規定に従った容器、積載方法により輸送する。
陸上	: 消防法 危険物第 4 類第 3 石油類 労働安全衛生法 通知対象物・・・鉱油、灯油、キシレン（灯油由来）
海上	: 船舶安全法 危険物に該当しない
航空	: 航空法 危険物に該当しない

---

## 1 5. 適用法令

消防法	: 危険物第 4 類第 3 石油類
労働安全衛生法	: 表示対象物 非該当 通知対象物 鉱油（85%以上） 灯油（15%以下） キシレン（0.3%未満、灯油由来） 特化則 非該当 有機則 非該当
PRTR 法	: 非該当

---

## 1 6. その他の情報

### 参考資料

- 許容濃度等の勧告、日本産業衛生学会（日本産業衛生学会 2013 年度版）
- 製品安全データシートの作成指針（日本化学工業協会）
- 事業者向け GHS 分類ガイダンス（経済産業省）
- 化学物質適正管理の届出の手引き（東京都環境局環境改善部化学物質対策課）
- 原料の(M)SDS

---

### 注意事項

ここに記載しましたデータ、事項等につきましては、弊社が信頼する情報に基づいて作成しましたが、提供に際しましてのいかなる保証、担保あるいは責任をお受けするものではありません。ご使用における安全対策につきましては、貴社の責任のもとに対応されることをお願い致します。

---